

子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第29号 2010年2月10日

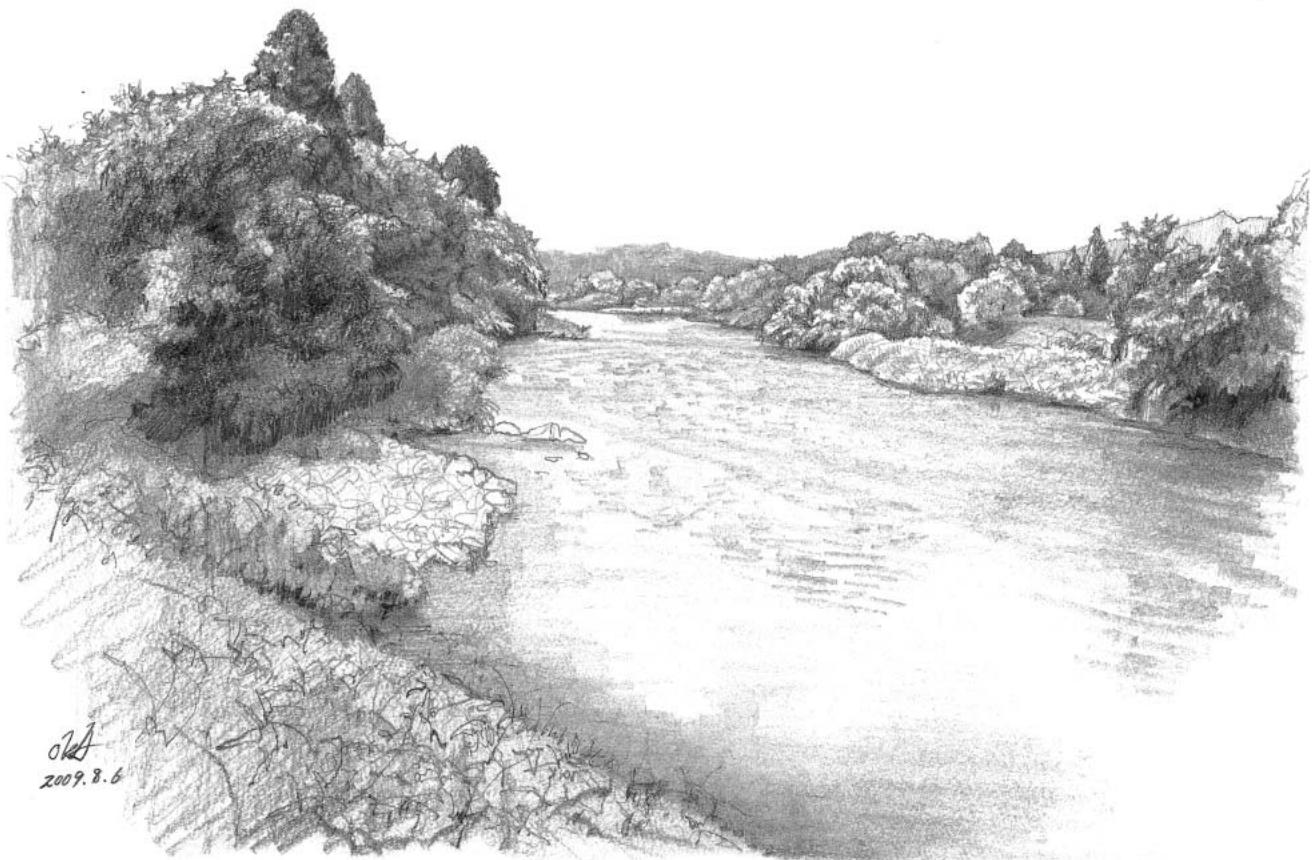
子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ http://kodomo.p-web.biz/

メールアドレス kodomo@kodomo.p-web.biz



画・岡本正和

広げよう 父母・教職員・地域の共同

実現させよう

子どもの願い、わたしたちの願い

地域教育運動交流集会

2009年11月28日、東京・全国教育文化会館にて、地域教育運動交流集会が開かれました。子ども全国センター、全日本教職員組合、教組共闘連絡会、憲法・教育基本法全国ネットワークの主催により今年で3回目を重ねるもので、約90人が参加しました。



=講演要旨=

誰もが安心して学べる社会の実現のために

—教育費無償化は世界の流れ—

三輪定宣さん（千葉大学名誉教授、奨学金の会会長）

貧困・格差の中の子どもたち

「構造改革」下の貧困・格差拡大、主要国最低の教育予算（対GDP比、日本3.3%、OECD平均4.9%、28か国中27位、2006年）と“世界一の高学費”、“百年に一度”的世界恐慌などの事態が子どもを直撃し、貧困問題が重大な教育課題となっている。（資料①）

10月20日、政府はじめて国民の「相対的貧困率」を発表した。それは、国民一人ひとりの所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合であり、06年の時点で15.7%、人口では2,000万人に相当する（実質127万円以下、ほぼ生活保護基準と一致）。子ども（18歳未満）の貧困率は14.2%、300万人であった。生活保護基準以下の生活水準の子どもが300万人、14.2%とは、40人のクラスなら6人程度であり、国公私立学校や地域の格差等により、その割合は2～3割を超える場合もある。

無償教育への“地殻変動”

貧困・格差のなかに生きる子ども・青年に寄り添い、学習意欲を引き出し、基礎学力を基本に学力・人格を高め、現状に立ち向かう力を育てる教育実践が課題となる。

それと並行して、「教育を受ける権利」を一人の例外もなく確実に守る条件整備と制度活用・改革、とりわけ無償教育の確立がその根幹に据えられなければならない。それは「自己責任」「受益者負担」主義の思想的貧困と決別し、新たな次元の教育を創造する契機となろう。

2009年8月の総選挙の際、政党マニフェストには、6党が教育費の「無償化」と奨学金拡充（うち4党が「給付型（制）」奨学金）を盛り込んだ。各党とも「無償化」を競演し、総選挙を境に無償教育が一挙に超党派的課題として浮上してきた。（資料②）

諸外国の学費・奨学金の現状

2009年現在、OECD加盟国30か国で授業料無償は高校26か国、大学14か国、給与制奨学金26か国。これに対し、日本の大学の授業料年額は国立53.6万円、私立（平均）83.5万円である（初年度はこのほかに諸外国にない入学金が含まれる）。私学在学者の割合（2007年）は、大学が日本75.7%、OECD13.7%、高校が各30.8%、5.3%。

教育を受ける権利と無償教育の条理

人間は「教育的動物」といわれ、教育を受けなければ人間に発達できない。他の動物の能力が、遺伝子に刻まれたプログラムにしたがい、からだの成熟とともに発現するのと本質的に異なる。なぜ、ヒトは本能ではなく教育により人間になるのか。脳科学が明らかにするように、人間の発達可能性の生理的根拠は、大脳、特に神経細胞（ニューロン）の特殊な構造にあり、生涯を通して発達

し続ける。教育・学習・経験・環境などの外部刺激により大脳がつくりだす一人ひとりのかけがえのない無限広大な内的世界こそは「個人の尊厳」（教育基本法）、「人間の尊厳」（子どもの権利条約）の証拠でもある。

「教育を受ける権利」は、すべての者が平等に享受すべき個人のかけがえのない権利であり、「受益者負担」「自己責任」主義に基本的になじまず、公費により社会的に保障されるべきである。教育の権利が公的に保障される社会環境で育つ若い世代は、教育を私利私欲や出世の手段ではなく、人々の幸せや利益のために、学習・学歴の成果を生かし、社会に還元するような学び、人格形成が期待される。無償教育が人格のコア、無償行為能力の育成や利潤本位社会の克服につながる。（資料③）

教育を受ける権利と無償制の思想史

「教育を受ける権利」と無償制の一体的認識は、18世紀末のフランス革命期（憲法草案、国民教育法案）に提起され、労働権と不可分の人間の全面発達の権利として発展し、戦後、人類普遍的人権として世界人権宣言、国際人権規約に集約された。

国連は設立間もない1948年、世界人権宣言を採択し、その26条に「教育を受ける権利」を定めた。そして世界人権宣言制定の直後からその条約化をめざし、1966年、国際人権A規約が総会で採択された。（資料④）

日本でも戦前から、「教育を受ける権利」「学習権」と「20歳」「大学」までの「公費教育」が一体的に主張され（1901年の社会民主党宣言、1919年の日本教員組合啓明会など）、その思想が日本共産党の主張を介して日本国憲法に継承された（マッカーサー草案に「教育を受ける権利」の言葉はない）。同26条は、世界史上、先駆的に「教育を受ける権利」と「無償」制を定め、1947年教育基本法第3条は、それを具体化し、「教育の機会均等」原則を定めた。

トマス・モアは『ユートピア』（1515年）で、プラトン『国家論』をモデルに英國社会を批判し、学習と教養が人間の最高の幸福であり、その機会がすべての人に平等に保障される理想社会（労働は1日6時間、それ以外は自由な時間を教養に充て、すべての国民が知識人とし

て民主的平和的国家を支える社会）を描き、後にエンゲルスにより空想的社会主義の先駆者と評された。

フランス革命の思想的先駆者ルソーの『エミール—教育のために—』（1762年）は、プラトン『国家論』を史上最高の教育論と絶賛し、教師の資格について「第一の資格…それは金で買えない人間であることだ。金のためにやるのではそれにふさわしい人間ではなくなるような高尚な職業がある。…教師がそうだ」と述べている。

マルクス＝エンゲルスの無償教育論の典型は、初期の著作から萌芽が現れている。1844年のマルクス『ミル評伝』では、「人間の本質は、人間が真に共同的で存在である」とのべ、過渡的な階級社会後の永久的な共同社会を展望した。1845年の講演でエンゲルスは、未来社会を実現する最優先課題に、人間の完全な発達の権利の実現のため、すべての子どもの成人までの平等な無償教育の必要を提起し、1848年の『共産党宣言』に「すべての子どもの無償の公教育」をあげ、「各人の自由な発達がすべての人びとの自由な発達の条件となる社会」を展望した。同年のフランス2月革命の憲法草案は、これらの方針を規定したものである。1867年の『資本論』では、資本主義社会の内的矛盾、技術の革新競争に伴い、労働のあらゆる場面に可動的に対応できる全面的に発達した人間が必要とされる必然性を論証し、教育と労働の結合を教育の実践原則、未来の方向として提起した。

日本でも、1904（明治37）年、『共産党宣言』は『平民新聞』53号に掲載され、1919年の啓明会の綱領ほか、戦前から無償教育の主張が脈々と続いた。（資料⑤）

国際人権A規約13条は、以上に垣間見たような世界史の思想的潮流を集約したものであり、今後の人類の教育の羅針盤となろう。

無償教育の思想は、教育費無償化という教育条件整備、財政的経済的拡充の実現にとどまらず、それと表裏一体で新しい人間像・人間形成を育み、それを通じて社会の在り方を変え、未来社会を創造していく可能性を秘めている。教育が私的負担や営利から解放され、人々の労働の成果である公費により社会連帶的に保障される制度のもとで、人間の人格の発達はどのような影響を受けるのであろうか。無償教育の思想を具体化した教育制度改革や教育実践の探究がこれから重要な課題となる。

資料 (抜粋・要約 編集部)

① 家計負担教育費 (2006年度、単位: 万円)

	公立 (学校教育費)	私立 (学校教育費)
幼稚園	25.1 (14.7)	53.8 (39.3)
小学校	33.4 (10.8)	137.3 (81.0)
中学校	47.1 (17.0)	126.9 (96.4)
高校	52.1 (34.4)	104.5 (78.5)
大学	150.0 (51.3)	201.7 (115.4)

(参考) 家計消費支出; 2006年の2人以上世帯の平均家計消費支出353.9万円(1か月平均29.5万円、総務省・家計調査)。私立高校の教育費は家計支出の約3割、4か月分にあたる。

(注) 学校教育費には学校給食費を含むが高校、大学では含まない。大学は国立の数値(公立は139.6万円)

(資料) 文部科学省『平成18年度・子どもの学習費調査』、日本学生支援機構『平成18年度学生生活調査結果』より作成。

「学習費」 = 「学校教育費」 + 「学校給食費」 + 「学校外活動費」

「学校教育費」 = 授業料、教科書、実習材料、修学旅行・遠足、通学費、制服代、生徒会、PTA会費、寄付金等。

「学校外活動費」 = 学習塾費、体験活動、芸術文化・スポーツ活動の月謝等。

② 総選挙における政党マニフェストの教育費政策

自民党 「今後3年間で3~5歳児の幼児教育を無償化」「就学援助制度や新たな給付型奨学金を創設」

公明党 「小学校就学前3年間の幼稚園・保育所の幼児教育の無償化、児童手当を中学校3年まで対象拡大、支給額も倍増を目指す。修学継続が困難な高校生の授業料を減免、給付型奨学金制度の導入などで教育費の負担軽減」

民主党 「年額31万円2,000円の「子ども手当」を創設します(月額2万6,000円、平成22年度は半額)」「公立高校を実質無償化し、私立高校生の学費負担を軽減します(私立高校は年額12万円、低所得世帯は24万円)」「大学などの学生に、希望者全員が受けられる奨学金制度を創設します」

日本共産党 「保育料、幼稚園授業料の負担軽減」「児童手当…現行の2倍の1万円」「ひとしく教育を受ける権利(憲法26条)、教育基本法4条を踏まえ、高校授業料の無償化をすすめる」「公立高校の授業料を無償化…私立も…無償化をめざして負担を軽減」「給付制奨学金の創設など奨学金制度の改革で支援を強める」「大学の「世界一の高学費」を軽減する」(国際人権規約批准)

社民党 「18歳までの子ども一人あたり月1万円(第三子以降2万円)を支給する「子ども手当」をつくります」「教育予算を他の先進国並みの対GDP比5%水準に引き上げます」「就学援助の充実・強化、高校入学金・授業料の無償化、私学助成の充実により、家庭条件による教育の格差をなくします。奨学金は給付型を増やします」

国民新党 「「仕送り減税」を創設し、自宅外通学者を抱える家庭を支援します」「教育の機会均等のため、高校教育の無償化と奨学金の充実を図ります」

③ 無償教育実現の政策課題

義務教育の無償化

家計負担教育費(年間1人)は、資料①が示すように、公立小学校33.4万円、中学校47.1万円。子ども手当31.2万円を出すとしても、差引小2.2万円、中15.9万円。ただし、手当は教育費のみに使われるとは限らず、教育費

への使途制限をどうするかが課題。また、年収階層別のお家庭教育費=学校外教育費は格差があり、一律支給の手当や学校教育費補助の就学援助制度では解決しない。

高校教育、大学教育の無償化—高校生の進学保障

高校の授業料無償化のための経費は、公立・私立合計4,500億円(文部科学省概算要求に同じ)

この他、授業料以外の学校教育費負担金、私立高校生の負担未充足分等の軽減経費等5,284億円…A、国公私立大学授業料無償や給与制奨学金の経費等2.46兆円…B、A+B=3.0兆円

教育への公的支出をOECD平均並みに引き上げれば(3.3%→4.9%)、8.2兆円(512兆円×1.6%)の増加額となる。高校、大学等の無償化を実施してなお、8.2-3.0兆円=5.2兆円が、さらに幼児教育無償化や無償化以外の教育条件整備に活用できる。

④ 國際人権A規約

13条第1項で「教育についてのすべての者の権利」を定め、第2項は、この「権利の完全な実現」のため、初等教育はもとより、中等・高等教育の「無償教育の漸進的導入」((b) (c) 項)と「適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不斷に改善すること」等((e) 項、同項は批准)を規定。義務教育の「無償」の範囲は、「直接の費用」である学費のほか「間接の費用」、「比較的高価な制服の着用義務」を含むと解されている。「適当な奨学金」とは、貸与制ではなく給与制が指向されている。

人権規約の締約国は、現在160か国。日本、マダガスカルの2国がこれを保留(ルワンダは08年12月批准)している。

子ども(児童)の権利条約 (1989年);「種々の形態の中等教育の発展を奨励し、…無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。」(28条1項)。

ユネスコ・学習権宣言 (1985年);「学習権は基本的人権のひとつである。…すべての国にたいし…この権利を実現し、すべての者がこの権利を有効に行使するのに必要な条件をつくりだすことを要求する」などと明記している。

⑤ 教育を受ける権利と無償制の思想史

フランス革命

・1791年憲法案;「すべての市民に共通で、不可欠な教育の部分について、無償の公教育が組織される。」

・1793年国民教育法案;「教育を受ける権利」と「すべての子どもは共和国の費用で育てられる。」

・1848年6月憲法草案;「教育を受ける権利は、すべての市民が、国家による無償教育をうじて、各自の肉体的・精神的・知的能力を全面的に発達させるための権利である。」

日本教員組合啓明会「教育改造の4綱領」 1919(大正8年)

「二 教育の機会均等」=「教育を受ける権利—学習権—は人間権利の一部なり、従って教育は個人義務にあらずして社会義務なりとの精神に基づき、教育の機会均等を徹底せしむべし。小学より大学に至るまでの公費教育—(1) 無月謝。(2) 学用品の公給。(3) 最低生活費の保障—の実現を期す。(中略)(一) 教育費は国庫負担とす。(中略)(四) 公費教育に適応すべく学校系統を整理す。(五) 大学は正式講座と自由講座とに分ち、自由講座にありては、年齢、性、職業、予備教育の如何を問わず、一般人に開放す。」

地域に広がった「存続させる会」の運動

(八戸南高校を存続させる会会长 中村忠次郎)

会長の中村さんは高校の近くで飲食店を経営。店に来る高校生の声に動かされ、「高校存続を求める運動」の先頭に立ち、朝市、神社祭りなどで署名活動。教育長請願、県議会請願とも不採択にされたが、あきらめず決定の撤回を求めて3回目の署名運動に。これには町内連合会・町振興会も参加し、有権者の過半数の署名を集め県議会に提出。不採択となったが、「地域で協力しなければ子どもたちを守れない」と広がった運動の意義は大きい。

子どもたちに豊かな教育を！

～お金がなくて高校にいけないなんて許せない～

(高知県高等学校教職員組合 掛橋佐和)

新婦人の「高校教育費アンケート」、高教組事務職員

部による「授業料未納問題」などの資料をもとに学習し、県教委へ申し入れ、保護者の教育費負担の調査を実施させた。それは、県立高校の授業料減免対象者の拡大や、高校奨学金の学業成績条件の撤廃などの成果につながった。今後、「子どもと教育を守る高知県連絡会」とともに、全市町村の教育長や議会に向けた全県キャラバンなど、運動を広げていきたい。

対話と共同ですすめる教育運動inいたばし

(東京都教職員組合板橋支部)

板橋は労働運動や地域の子育て・教育運動が歴史的に活発。「30人学級の実施要求」で労働組合、民主団体、PTAなどに働きかけたり、行政の「板橋区教育ビジョン」へ意見を反映させたりしてきた。「子どもを貧困と格差から守る」ために区議会への陳情、教育長要請などを実施、行政を動かし「就学資金制度の案内」を配布させるなどの成果が。キーワードは「対話と共同」。



「子どもの権利条約」国連採択20周年・日本批准15周年、コルチャック生誕130周年記念 コルチャック・シンポジウムを開催

高柴光男（日本子どもを守る会事務局長）

2009年11月23日（月）、子どもの権利条約国連採択20周年・日本批准15周年と、ポーランドの生んだ偉大な医師・小説家・教育者ヤヌシュー・コルチャックの生誕130周年を祝して、コルチャック・シンポジウムが東京お茶の水・明治大学アカデミーコモンにて開かれました。

ポーランドからヴィエスワフ・タイス先生（ワルシャワ大学教授）とバルバラ・スマリニスカ・タイス先生（ワルシャワ特殊教育学アカデミー教授）をお招きし、講演とシンポジストとしてのお話をいただきました。

このシンポジウムには各地から164名が参加し、子どもの権利を考え合う記念にふさわしい集いになりました。

ヴィエスワフ・タイス先生の講演は、ポーランドの研究者の綿密かつ丹念な追跡調査の経緯でした。戦争孤児とは何か？ から始まり、第二次世界大戦で、ポーランドは人口の5人に1人が殺され、202万5千人の子どもが殺されました。中でもユダヤ系の子どもは60万人に及んだ。さらに20万人の子どもが無法にもドイツに連れ去られ、帰国できたのは、たった15%にしか過ぎなかった。また71万人の青少年がドイツ国内で強制労働に従事させられた等々、ヒトラーの絶滅政策のすさまじさを明らかにされました。

タイス先生は、戦争犠牲者の子どもの特徴を、「戦時脅迫観念」「ホロコースト戦時トラウマ」「強制収容所症

候群」「放浪児症候群」と分けられ、順次追跡調査の結果を紹介されました。「放浪児症候群」とは、私たちには全く初耳の話でした。ソビエトが120万～150万人ものポーランド国民をロシア各地に強制移住させ、過酷な労働を強いたことに始まり、そのうち、11万4千人がロシアから撤退できたが、1万8千人の青少年が“放浪児”あるいは“巡礼する児童”と呼ばれ、イラン、インド、中近東、南北アフリカ、ニュージランド、メキシコ、カナダと各地を転々とする状況におかれることになった、子どもたちの心身が深く傷つけられ、普通の生活に戻るには大きな障害に直面していた、と数々の悲惨な事例をもとに話されました。

バルバラ・スマリニスカ・タイス先生は、「コルチャックの子どもの権利思想」と題して、表情豊かな素敵なお話され方で、コルチャックが主張した子どもの権利リストを明らかにされました。

注目されたのは、「子どもがあるがまで存在する権利」でした。「1年間で体重が3倍にもなる赤ちゃんにも休息する権利がある」と話されたときには会場が和みました。

国連の子どもの権利委員会が乳幼児の権利に関する所見を表明していますが、その基本的な理念を明示したのがコルチャック先生であることを理解できた講演でした。

鳩山内閣の子ども・教育政策をどうみるか

— いま、私たちがとりくむことは —

山口 隆（全日本教職員組合中央執行委員長、子ども全国センター代表委員）

総選挙の結果新たに誕生した鳩山民主党中央政権は、社会変革の過渡的段階で生まれたものであり、その政策全体が、国民の願いや要求を反映した積極面と、本質的に自民党と同質・同類という民主党の基本性格を反映した危うさや不確かさ、不十分さを持つものです。

子ども・教育政策もその例外ではなく、一定の前進面と不十分さを併せ持ったものとなっています。

たとえば、「子ども手当」の創設や公立高校授業料無償化、全国一斉学力テストの悉皆調査から抽出調査への切り替え、わずか300人ではあるが教職員の増員に踏み出したことなどは、明らかに前進面といえます。

しかし、それぞれが不十分さを持っていることもまた事実です。

たとえば、公立高校授業料無償化については、私立をどうするのか、という問題や、公立の場合でも、授業料以外にかかる教育費負担（日本高等学校教職員組合の調査では、全日制高校男子の授業料以外の初年度負担金は平均で32万5332円）をどうするのか、さらには、世界一高いといわれる大学の学費をどうするのか、これを引き下げるのであれば、高校や大学の学費の漸進的無償化を定めている国際人権規約A規約第13条2項b・c項の留保を撤回するのか、など今後とりくむべき課題はたくさんあります。

「子ども手当」についても、2010年度は予定されている額の半分です。全国一斉学力テストも抽出率は30%を超えており、なお都道府県ごとの競争をあおる姿勢を変えていません。教員免許更新制についても、私たちはもちろん廃止を求めていますが、全国都道府県教育長協議会でさえ制度の凍結を求めていたにもかかわらず、新たな免許制度ができるまでは現行の制度のままという対応となっています。

教職員増についても、まだまだ不十分であり、一日も早い国の責任での30人学級の実現とそのための新たな教

職員定数増の計画策定と実行が必要です。

このもとで、私たちは、子ども・教育政策においても、子ども、父母・国民、教職員の要求に沿った積極的な部分については、これをさらに前にすすめる、問題点やゆがみについては、きちんとただすという方向で運動をすすめることが求められると考えます。

その際のよりどころは、2つあると思います。

第1は、何よりも子どもの願い、父母、教職員の要求です。この切実な要求にもとづく運動をどっしりとすえ、その実現を政権に迫っていくことです。すでに、全教は、昨年の秋に高校授業料無償化や国の責任での30人学級実現などを掲げた「5大重点要求」にもとづく要求ハガキ運動にとりくみ、文部科学省に提出し、要請します。これをはじめ、これまで以上に教職員の共同、父母・国民と教職員との共同を強め、とりくみをすすめたいと考えています。

第2は、その運動の中心に憲法と教育の条理をすることです。新政権の教育政策の決定的な弱点は、憲法が定める子どもの学習権保障を中心とした国民教育権実現という観点がすえられていないことです。それは、子どもの成長・発達の権利保障という、教育においてもっとも大切にしなければならない、教育の条理の中心点をえることに弱点があるということを意味します。したがって、これまでとりわけ教育基本法闘争をとおして確かめられてきた、教育条理を支える憲法の諸規定、具体的には、憲法第13条、19条、23条、26条を積極的に押し出し、運動に憲法の息吹を吹き込むことが求められると考えます。

これらをとおし、真に子どもたちが主人公となる教育と、国民が主人公の世の中をつくるとりくみをかたくむすび、子ども全国センターにしっかりと結集して運動をすすめていきたいと考えます。

9条守り 魅力ある大人に

三上 満（「教育子育て九条の会」呼びかけ人、「子ども全国センター」代表委員）

2009年12月6日、大阪で「教育子育て九条の会」第2回全国交流集会がひらかれた、350人を超える人々が参加しました。小学校の養護教諭、ケースワーカー、保育士、高校生、大学生がリレートークで、貧困や高い学費に苦しむ子どもたちの実態やとりくみを語りました。広島の芸南地域「教育子育て九条の会」、大阪府立渋谷高校「職場九条の会」、東京都立高校「女性教職員九条の会」が創意的な活動の様子を報告。三上満さんは「子どもたちが希望を持てる魅力ある大人に」と語りました。大前哲彦・大阪音楽大学教授、上原公子・前東京都国際市長、小森陽一・「九条の会」事務局長の3氏によるシンポジウムでは、「きびしい現実の中でも、子どもは元気、大人が元気を出して、憲法を守り生かしていく」と呼びかけました。学童保育の子どもと指導者による太鼓の演奏や、市民の歌声サークル「ピースコール」による「子どもを守る歌」が、会場を力強くあたたかい雰囲気に包みました。（編集部）

大阪でひらかれた「教育子育て九条の会」の全国交流集会は、大変意義深い集会になりました。私もこの会の呼びかけ人の一人として参加し、これから的人生の歩みに、大きな力を得たと感じています。

会では「子どもを守る歌」の合唱をひさびさに聴きました。「勤評反対、戦争反対、子どもたちを戦場に送るな」と歌いあげるこの歌は、まさに今に生きる私たちの心に実感をもってひびきます。

今こそ「子どもを守る」という根本的なつとめを深くとらえ直し、その人垣を広げていく必要がある、このことを深く感じさせた集会でした。

リレートークの中では、生命や身体的成長のぎりぎりのところまで食いこんでくる貧困の実態や、社会的支えの貧しさが、切々と語られました。それは「社会的虐待」という言葉さえ使って語られました。日本という社会は、児童憲章や子どもの権利条約に反して、「人として尊ばれ」「最善の利益」が守られるどころか、子どもをも虐待する社会になっているということです。

学費がつづかず高校を中退に追いこまれていく子ども、落ちこぼされ居場所もなく孤独感に苦しむ子ども、派遣

で働くことしか展望を見出せない青年、こういうこの国の未来にかかる根本問題に、どう向き合うのかが今、私たちに問われています。

その中で、高校生がリレートークの中で語ったことは、

未来を感じさせるものでした。彼女はみずから父がリストラにあり、貧しさを背負うなかでアルバイトをしながら、仲間とともに、中退者を出さない運動をくりひろげていることを語りました。

「学ぶことを通じて憲法や子どもの権利条約を知り、落ちこぼされるのは自己責任ではなく、私たちには学ぶ権利があり、学費無償の要求は当然の権利だと知っていた」と語ったのです。こういう若者たちと連帯し、希望を社会全体に広げていきたいと強く感じたのです。

私もリレートークの中で、高校生たちの集会に出たときの体験にふれ、ひとりの高校生が「私たちが希望を持てるためには、私たちのまわりに魅力ある大人がたくさんいることが大切だ」と語ってくれたことを紹介しました。この発言には何人もの参加者から共感の言葉がよせられ、嬉しかったです。

9条を守り、明日を築く指針である憲法を生かす活動をすみずみまで広げることは、私たちが「魅力ある大人」になることでもあり、その姿が、子どもたちの希望につながるものだと思います。

この交流会の成功をもとに、「三人寄れば九条の会」（リレートークで語られた言葉）を合言葉に、教育子育て九条の会を全国に広げましょう。



■第三回政府報告書に対する「市民・NGO報告書」を国連へ提出■

国連子どもの権利委員会への「市民・NGO報告書」が完成しました。次の2つです。

①すべての領域からの報告をまとめたサマリー（概要）

の英語版（09年10月に国連に送付済み）

②日本語版統一報告書「新自由主義社会における子ども期の剥奪」

基礎報告書のうち、英訳が届けられたものは09年末に国連に送付しました。また「子どもの声を国連に届ける会」の「子ども報告書」の英訳も提出しました（2010年1月末）。基礎報告書の追加分と日本語版統一報告書をまとめた新たなCDを発行する予定です（2月末）。

〈日本語版「統一報告書」の特徴〉

子どもたちの現実は、「ありのままで価値があると抱えてくれる安心と自信と自由を保障する、受容的応答の人間関係の喪失」が人間としての尊厳・成長発達の機会

を奪っているといえます。その「子ども期の喪失」について総論で詳細に記載し、権利条約第12条についての新たな解釈を提案しています。

〈今後の日程〉

●2月3日 国連での予備審査（報告書を提出したNGOだけが参加）

参加団体：日弁連、子どもの権利条約レポート連絡会議、第3回報告書をつくる会

●本審査は5月の最終週から6月の1週目のいずれかの日になります（1月中に決定される予定）。

●傍聴ツアーは、ジュネーブでの子どものプレゼンテーションと審査の傍聴、ポーランド・ドイツ・イタリアコースのツアーも含め募集する予定

*CDの活用とツアーへの参加をよろしくお願ひいたします。

「全国一斉学力テストはやめて」「高校授業料の無償化を」「国の責任で30人学級を」

みんなの願いがびっしり！

要求ハガキを2月に提出します

民主党連立政権にむけて教育政策の大きな転換を求める要求ハガキは、現在約2万3,000通が届いており、それぞれに切実な要求や願いがびっしりと書きこまれています。2月に提出する予定ですので、まだお手元にあれば至急、子ども全国センターまでお送りください。

2・27 子どもと教育を語るつどい

2010年2月27日（土） 13:00～16:30

全国教育文化会館

民主党連立政権のもと、真に子どもたちが安心して学べる社会を実現するために今、私たちがなすべきことは？

◆講演 **貧困と格差をなくし
安心して学べる社会を**

—教育費無償化をさらにすすめよう—

講師：二宮厚美さん（神戸大学）

◆ミニ報告と交流 弁護士、父母、高校生、児童養護施設から、学校から
参加者の発言、交流

主催：子どもの権利・教育・文化全国センター、日本子どもを守る会、全日本教職員組合、教組共闘連絡会、憲法・教育基本法全国ネットワーク

参加費無料

